

株主各位

証券コード 2286  
 2020年6月9日  
 山口県下関市大和町二丁目4番8号  
 林兼産業株式会社  
 取締役社長 中部 哲二

## 第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 山口県下関市大和町二丁目4番8号  
当会社本店4階ホール（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）
3. 株主総会の目的である事項
  - 報告事項
    1. 第81期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第81期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 取締役8名選任の件
    - 第3号議案 監査役1名選任の件
    - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ◎新型コロナウイルス感染防止の対応につきましては、次ページをご確認くださいませよう、お願い申し上げます。
- ◎今回の定時株主総会より、株主総会に来場できない株主様との公平性を勘案し、お土産品の配布を取りやめさせていただきます。

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎招集通知添付書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hayashikane.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、以下の対応を取らせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 当社の対応について

- ・株主総会に出席する役員ならびに運営に関わるスタッフは、検温等を含めて体調を確認したうえで参加いたします。また必要に応じてマスクを着用させていただきます。
- ・会場内スペース（座席等）につきましては、余裕を持って配置する予定でございます。

### 2. 株主様へのお願い

- ・株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご無理のないようお願い申し上げます。また、基礎疾患のある方や体調のすぐれない方は、ご出席をお控えください。

### 3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・株主総会会場ではマスクの着用をお願いいたします。
- ・受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・体調不良と見受けられる株主様には、入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

本総会会場において感染防止対策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除することはできません。総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容に応じて、ご自身および周囲への感染防止のために慎重なご判断をお願い申し上げます。また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hayashikane.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く緩やかな回復基調で推移いたしましたが、年明け以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大した影響から経済活動が停滞し、先行き不透明な状況となりました。食品業界におきましては、物流費などのコスト増加や慢性的な人手不足、国内外での家畜疾病の発生など厳しい経営環境が続きました。

このような状況のなか、当社グループは「第四次中期経営計画」(2019年3月期～2020年3月期)のもと、「前進～次のステージへ」をテーマに「収益基盤」「財務基盤」「経営基盤」の安定化を図り、持続的な成長を可能とする事業基盤の確立に取り組んでまいりました。

「収益基盤」については、機能性食品の増産対応や加工食品工場の最適生産体制を構築するとともに、投資効果の検証などを通じて収益体制の確立に取り組んでまいりました。

「財務基盤」については、有利子負債や在庫の圧縮による財務改善を目指してまいりました。

「経営基盤」については、コーポレートガバナンスを更に強化し継続的な企業価値向上を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、養魚用飼料や機能性食品の売上が増加したことなどにより451億75百万円(前期比1.7%増加)となりました。損益面におきましては、豚肉仕入れコストの増加などによる利益率の悪化もあり営業利益は9億88百万円(前期比10.5%減少)となったものの、営業外収支の改善により経常利益は12億88百万円(前期比1.0%増加)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券評価損2億37百万円の計上などもありましたが、8億74百万円(前期比1.1%増加)となりました。

当連結会計年度の各事業別の状況は、次のとおりです。

### 水産食品事業

魚肉ねり製品におきましては、中国向けの輸出増加や価格改定の実施により、増収となりました。

機能性食品におきましては、機能性食品素材「カツオエラスチン」や「ヒシエキス」、高齢者向けソフト食「ソフミート」の販売数量が増加したことにより、増収となりました。

これらにより、売上高は49億34百万円（前期比4.0%増加）、魚肉ねり製品の価格改定や輸出増加によりセグメント利益（営業利益）は3億94百万円（前期比58.8%増加）となりました。

### 畜産食品事業

ハム・ソーセージ等食肉加工品におきましては、業務用商材の販売数量が減少したことなどにより、減収となりました。

肉類におきましては、豚肉の販売数量減少や単価下落により、減収となりました。

調理食品におきましては、販売数量が増加したことにより、増収となりました。

これらにより、売上高は195億88百万円（前期比2.0%減少）となりました。損益面におきましては、豚肉仕入れコストの増加などによる利益率の悪化もありセグメント利益（営業利益）は3億51百万円（前期比40.7%減少）となりました。

### 飼料事業

養魚用飼料におきましては、ブリ・マダイの在池量増加を背景に販売数量が増加したことにより、増収となりました。

水産物におきましては、鰻の取り扱い量が減少したことにより、減収となりました。

畜産用飼料におきましては、養豚用飼料の販売数量が増加したことにより、増収となりました。

これらにより、売上高は181億11百万円（前期比4.2%増加）、セグメント利益（営業利益）は11億16百万円（前期比5.6%増加）となりました。

## 事業別売上高

事業別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比増減 (%)
水産食品事業	4,934	10.9	4.0
畜産食品事業	19,588	43.4	△2.0
飼料事業	18,111	40.1	4.2
その他	2,541	5.6	11.2
計	45,175	100.0	1.7

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は16億43百万円（建設仮勘定を除く）であり、その主なものは、機能性食品素材製造プラントの生産設備増強や下関食品工場の製造設備更新に係るものであります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、グループとして重要な資金調達は行っておりません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、収益構造を確実なものとするため、前中期経営計画において機能性食品素材の生産設備増強や販売拡大など、持続的な成長を可能とする事業基盤の確立に取り組み、利益面においては計画を上回ることができました。しかしながら、当社グループを取巻く原料事情は、今後も厳しい状況が続くものと思われまます。魚肉ねり製品の主原料であるすり身、食肉加工品の主原料である豚肉、養魚用飼料の主原料である魚粉などは、相場変動により収益を圧迫する要因となります。

このような状況のなか、当社グループは本年4月からの2カ年を「将来を見据えた盤石な事業基盤の確立」の期間と位置付け、「新中期経営計画〈挑戦〉challenge2022」（2021年3月期～2022年3月期）を策定いたしました。これまでの4次8年間にわたる中期経営計画の成果をベースに、更なる飛躍を目指して従来からの体制にこだわることなく変化を恐れず〈挑戦〉していくことで経営資源の選択と集中による構造改革を推し進め、持続的な事業発展を目指してまいります。

各事業セグメントにおいては、今後は以下のテーマに取り組み、原料相場等の事業環境の変化に左右されない事業基盤の確立を目指してまいります。

### 水産・機能食品事業

魚肉ソーセージの簡易開封タイプの生産体制構築や中国・他アジア地域への販売拡大による「家庭用加工食品の強化」、ソフミート・和菓子の新商品開発、販売拡大による「業務用加工食品の強化」、エラスチン、ヒシエキスの販売拡大、アスコフィランの免疫力強化作用訴求による「機能性素材の拡大」に注力してまいります。

### 畜産食品事業

黒豚販売事業の供給体制再検討、都城工場と都城ウエルネスミート(株)の連携強化による「食肉供給体制の最適化」、「食肉・加工品販売の強化と一本化」により量販店への積極的なP B提案や店内シェア向上を図るとともに、下関工場・都城工場・林兼フーズ(株)の生産品目整理や省人化設備投資の実施からなる「生産体制再編による効率化」に注力してまいります。

### 飼料事業

養魚用飼料においては、魚粉に依存しない新時代飼料の販売拡大や、マグロ用配合飼料の販売拡大、海外輸出の対象国と数量拡大による「養魚用飼料の差別化販売」に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 78 期 (2016年度)	第 79 期 (2017年度)	第 80 期 (2018年度)	第 81 期 (当連結会計年度) (2019年度)
売 上 高(百万円)	45,235	43,274	44,401	45,175
経 常 利 益(百万円)	1,099	1,150	1,275	1,288
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	693	817	864	874
1株当たり当期純利益(円)	77.94	91.85	97.15	98.25
総 資 産(百万円)	27,689	29,246	30,129	29,683
純 資 産(百万円)	6,940	7,718	8,655	8,601
1株当たり純資産(円)	696.72	780.32	878.12	874.61

- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、第78期の期首に株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第80期の期首から適用しており、第78期および第79期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
キリシマドリームファーム株式会社	100百万円	100%	黒豚の育成・販売
林兼フーズ株式会社	10	100	食料品の製造・販売
都城ウエルネスミート株式会社	10	100	と畜業
有限会社平安海産	10	100	水産物の処理・加工
有限会社桜林養鰻	3	100	水産物の育成・販売

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社5社を含む7社、持分法適用の非連結子会社は1社、持分法適用関連会社は3社であります。

## (7) 主要な事業内容

事業セグメント	主要な事業内容
水産食品事業	魚肉ねり製品および機能性食品などの製造・販売
畜産食品事業	食肉加工品および肉類などの製造・販売
飼料事業	飼料の製造・販売および水・畜産物の販売

## (8) 主要な営業所および工場

- ① 当社本社 山口県下関市
- ② 生産拠点 当社下関食品工場・下関飼料工場・長府工場（山口県下関市）  
当社都城工場（宮崎県都城市）  
キリシマドリームファーム(株)・都城ウエルネスミート(株)（宮崎県都城市）  
林兼フーズ(株)（山口県美祢市）  
(有)平安海産（熊本県天草市）  
(有)桜林養鰻（鹿児島県志布志市）
- ③ 営業拠点 東京、大阪、宮崎

## (9) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減数
水産食品事業	82名	3名増
畜産食品事業	215名	6名減
飼料事業	108名	3名増
その他	107名	6名減
全社(共通)	59名	1名増
合計	571名	5名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇員(期中平均雇用人員462名)およびグループ外への出向者(1名)は含んでおりません。
2. 全社(共通)と記載している従業員数は、セグメント別に区分できない部門に所属しております。

## (10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社山口銀行	4,350
株式会社広島銀行	2,121
株式会社十八銀行	1,701
株式会社日本政策金融公庫	1,068
株式会社三菱UFJ銀行	758

## 2. 会社の株式に関する事項

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 20,000,000株       |
| (2) 発行済株式の総数   | 8,910,000株        |
| (3) 当事業年度末株主数  | 6,212名(前期末比184名減) |
| (4) 単元株式数      | 100株              |
| (5) 大株主(上位10名) |                   |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
公益財団法人中部財団	736	8.26
マルハニチロ株式会社	565	6.35
株式会社恵比須商会	426	4.78
三井物産株式会社	375	4.21
株式会社松岡	360	4.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	342	3.84
日本生命保険相互会社	255	2.86
株式会社十八銀行	253	2.84
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	220	2.48
株式会社山口銀行	157	1.76

(注) 持株比率は自己株式(6,895株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	熊 山 忠 和		
取締役副社長 (代表取締役)	中 部 哲 二	経営企画室担当	(株)恵比須商会取締役会長
常務取締役	岡 本 伸 孝	水産食品事業部長兼開発部 担当	
取 締 役	岩 村 修 二		弁護士法人東京フレックス 法律事務所弁護士 (株)リケン社外取締役 (監査 等委員) キヤノン電子(株)社外監査役 年金積立金管理運用独立行 政法人経営委員兼監査委員
取 締 役	牟 田 実		(有)食と生活ラボ取締役社長
取 締 役	三 井 宏	畜産食品事業部長兼東京支 社担当兼大阪支社担当	
取 締 役	高 田 啓 吾	管理本部長兼品質保証部担当	
取 締 役	三 代 健 造	飼料事業部長	
常任監査役	山 本 昌 信	(常勤)	
監 査 役	大 深 邦 宏		
監 査 役	川 崎 哲 彦		
監 査 役	桑 原 望		桑原社会保険労務士事務所所長

- (注) 1. 取締役岩村修二および牟田実の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本昌信、大深邦宏および桑原望の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山本昌信氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役岩村修二、牟田実および監査役桑原望の3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
- (1) 代表取締役の異動  
2019年6月25日 代表取締役副社長 中部 哲二 経営企画室担当
- (2) 取締役の担当の異動  
2019年6月25日 取締役 高田 啓吾 管理本部長兼品質保証部担当  
2019年6月25日 取締役 三代 健造 飼料事業部長
6. 当事業年度末日後に生じた役員の異動は、次のとおりであります。
- (1) 代表取締役の異動  
2020年4月1日 代表取締役社長 中部 哲二  
2020年4月1日 取締役 熊山 忠和
- (2) 取締役の担当の異動  
2020年4月1日 常務取締役 岡本 伸孝 水産・機能食品事業部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 8名 1億12百万円

監査役 4名 19百万円

(注) 上記報酬等の額のうち、社外取締役2名、社外監査役3名の報酬等の合計額は21百万円であります。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、会社業績や株主価値との連動性を高めることで、経営の透明性向上、企業競争力強化による業績向上につなげることを目的として、以下の内容の役員報酬制度を採用しております。

##### ① 取締役の報酬

取締役の報酬については、月額報酬、賞与および退職慰労金で構成しており、このうち月額報酬は、固定報酬である取締役報酬および代表報酬と、業績連動報酬である執行責任報酬の合計額としております。

取締役報酬は取締役としての役割に対する報酬として役位に応じて定めた金額を、また、代表報酬は代表取締役としての役割に対する報酬として、それぞれ定額を支給するものです。

執行責任報酬は、社外取締役以外の取締役に対し、その業務執行に対する報酬として支給するものであり、取締役報酬算出規則に基づき、役位ごとに定める基準額に前事業年度の業績評価に応じた支給率を乗じて決定しております。業績評価の項目は、連結業績を基準とした共通業績と、各取締役の担当部門業績を基準とした個別業績で構成しておりますが、その指標として、共通業績においては連結売上高および親会社株主に帰属する当期純利益を、個別業績においては個別売上高および税引前当期純利益を用いており、それぞれ前事業年度の実績および当事業年度の予想数値に対する増減により評価点を算出しております。これらの指標は、事業の収益性および成長性への貢献度を報酬に反映させることを目的とするものであり、売上高により事業の成長性、税引前当期純利益により担当部門の業績向上、親会社株主に帰属する当期純利益により継続的な利益拡大への貢献を評価しております。

月額報酬の決定にあたっては、独立役員である社外取締役を委員長とするガバナンス委員会の答申に基づき、1985年6月28日開催の第46期定時株主総会の決議により決定した月額1,200万円の範囲内（定款の定めによる取締役の員数は10名以内）で、取締役会において決定することとしております。

賞与は、会社業績等に応じて株主総会の決議により決定することとしており、各取締役への配分額についてはガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。

退職慰労金は、2009年6月27日開催の第70期定時株主総会終結の時をもってこれを廃止しており、2009年6月までの在任期間に対応する退職慰労金の打切り支給に関して同株主総会において承認を得ております。

## ② 監査役の報酬

監査役の報酬については、固定報酬である月額報酬と退職慰労金で構成されており、月額報酬は2006年6月27日開催の第67期定時株主総会の決議により決定した月額200万円の範囲内（定款の定めによる監査役の員数は4名以内）で、監査役の協議により決定することとしております。

また、退職慰労金については、取締役と同様に第70期定時株主総会終結の時をもってこれを廃止し、2009年6月までの在任期間に対応する退職慰労金の打切り支給に関して同株主総会において承認を得ております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役岩村修二氏の兼職先である弁護士法人東京フレックス法律事務所、株式会社リケン、キヤノン電子株式会社および年金積立金管理運用独立行政法人と当社の間には、重要な関係はございません。

社外取締役牟田実氏の兼職先である有限会社食と生活ラボと当社の間には、重要な関係はございません。

社外監査役桑原望氏の兼職先である桑原社会保険労務士事務所と当社の間には、重要な関係はございません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

## ③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	岩 村 修 二	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、主に当社の中長期的なコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
取 締 役	牟 田 実	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、食品業界に関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	山 本 昌 信	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査役会13回全てに出席し、長年の金融機関勤務により培われた経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行うとともに、内部統制の整備・運用状況の改善・向上のための提言を積極的に行っております。
監 査 役	大 深 邦 宏	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査役会13回全てに出席し、経営に関する幅広い知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	桑 原 望	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査役会13回のうち12回に出席し、社会保険労務士としての豊富な専門知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

監査法人 大手門会計事務所

##### (2) 会計監査人に対する報酬等

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 20百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の前事業年度監査実績の評価・確認を行い、当事業年度監査計画における報酬単価、配員計画、業務内容、監査日数の見込み等の妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の都合による場合の他、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

##### (4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はございません。

##### (5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

##### (6) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はございません。

##### (7) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はございません。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、食品メーカーとして、安全・安心な製品の提供を最重要課題と認識し、以下の体制によりコンプライアンス経営を組織的かつ効率的に推進します。

- ① 企業倫理に関する行動憲章・行動指針に基づき、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の実践を企業活動の前提とすることを徹底します。また、社外取締役により取締役会の監視機能の充実を図ります。
- ② 社内規程を整備するとともに、業務に関係する法令を遵守し、業務の適法性、適正性を確保するための体制を構築し、内部統制室において内部統制システムの整備・運用状況の評価を行い、毎月開催される内部統制委員会で結果を報告、審議し、一層の改善を図ります。
- ③ 内部統制室による継続的な職場研修など、従業員の遵法意識の啓発に努めます。
- ④ 業務上重要な法令に関する理解を深めるため、特定法令専任者制度に従い、法令ファイルの整備を義務付けて社内に公開し、従業員への周知徹底を図ります。
- ⑤ 法令や社内規程に違反する行為を早期発見し、是正するために内部通報制度として、「企業倫理相談窓口」を活用します。また、企業倫理規程に基づき、倫理委員等により企業倫理に関する社内情報の収集に努めるとともに、法令違反等の情報を得た場合には、定められた手順に従って連絡と事実調査を行い、必要に応じリスク管理委員会を開催して対処します。
- ⑥ 内部統制室が内部監査規程に基づき、業務が法令や社内規程に適合することを随時監査します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存・管理します。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

以下のとおり、リスク管理体制の強化を図ります。

- ① 当社の製品およびサービスに対するクレーム、天災、火災、その他事故、外部環境の急変、不祥事等が発生した非常時に適切かつ合理的に対処するため、リスク管理規程、リスク管理委員会規程、危機管理規程や品質管理規程等の社内規程に基づき危機管理・対処の体制を整備します。また、必要に応じて代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して対処します。
- ② 品質管理委員会を設置して品質管理の効率的運用と意識の高揚を図るとともに、クレームが発生した際には適切に対応できるよう、報告体制と行動基準を整備します。
- ③ 信用リスクに対しては、与信限度管理に関する規則に定める基準に従って与信管理を行うとともに、必要あるときに随時債権管理委員会を開催して債権全般の管理状況をチェックします。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役が職務を執行するにあたり、以下の経営管理体制により効率性を確保します。

- ① 中期経営計画および年度計画に基づき、事業部別に予算を策定し、予算・実績管理を実施して、毎月の業績報告会において報告・審議します。
- ② 取締役会規程および稟議規程により取締役会に付議すべき事項を定め、事前に議題に関する十分な資料を配布することにより、効率的に業務を執行します。
- ③ 業務分掌規程および職務権限規程に基づき、適正に権限を委譲し、経営方針に従って効率的に業務を遂行します。

#### **(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

以下のとおり、当社グループ各社における業務の適正を確保します。

- ① 定期的に行われる関係会社業績報告会およびグループ経営会議において子会社からの業務報告を受けるものとします。
- ② 子会社における損失の危険を把握した場合、その内容と程度、当社グループへの影響等について当社の取締役会および担当部署に報告します。
- ③ 子会社を指導および育成するための管理手続きを定めた関係会社管理規程により、子会社を管理します。また、子会社において経営上重要な事項を決定する場合には、各子会社の稟議規程に基づき、当社が事前協議を行うことで、効率的な業務執行を確保します。
- ④ 当社の内部統制室により、当社および子会社の業務が法令や社内規程に適合することを監査します。また、当社および子会社の取締役を対象とした倫理研修を定期的を実施します。

#### **(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととします。
- ② 監査役会の職務執行を補助する使用人の職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その任命、異動、懲戒、人事考課については、監査役会の同意を必要とすることとします。

#### **(7) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役会または当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役会または当社監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役会または当社監査役に報告すべき事項を下記のとおり定め、遅滞なく報告するものとし、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定します。また、報告者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

- ① 当社および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
- ② 当社および当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項

- ③ 内部統制室が実施した内部監査の結果
- ④ 企業倫理相談窓口への通報の状況
- ⑤ その他コンプライアンスに関する重要事項
- ⑥ その他取締役と監査役会との協議で定めた事項

#### (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役とは定期的に意見交換会を設定します。
- ② 監査役と内部統制室長は常に情報の共有を図り、緊密な連携をとることとします。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用は会社が支払うものとします。また、監査役会は、必要に応じて、会社の費用で弁護士、公認会計士等に相談することができることとします。

#### (9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

- ① 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。
- ② 反社会的勢力からの接触には、管理本部総務部総務課を統括部署として組織的に対応し、不当な要求には断固として応じません。
- ③ 反社会的勢力への対応にあたっては、警察や外部専門機関と積極的に連携して対処します。

#### (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記(1)～(9)に記載のとおり、業務の適正を確保するための体制が有効に機能するための体制整備とその適切な運用に努めております。その運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 企業倫理に関する行動憲章・行動指針については、社内各所への掲示、社内集会での唱和を通じ、従業員が従うべき行動準則として広く浸透し遵守されております。
- ② 常勤取締役を委員とする内部統制委員会を毎月開催し、当社グループの内部統制システムの整備・運用を継続的に推し進め、統治機能の強化に努めております。
- ③ 「企業倫理相談窓口」に内部通報があった場合には、内部統制室から関連部門への調査、是正策の立案・実施の指示がなされております。また、顕在化した問題には常勤取締役が委員を務めるリスク管理委員会が迅速かつ適切に対処しております。
- ④ 取締役・監査役の職務執行が効率的に行われるために必要とされる情報や資料については、関連する部門より適宜取締役・監査役に提供されております。
- ⑤ 子会社の内部統制システムの整備・運用状況の評価については、各子会社の代表者が書面にて内部統制室に報告し、内部統制委員会で審議しております。また、各子会社には毎月の事業報告においてリスク報告を義務付けるとともに、内部通報者保護規程を設けて内部通報者が不利益な取扱いを受けないための体制を整備しております。
- ⑥ 内部統制室における内部監査・内部統制監査の結果および業務執行上の問題点などについて、適宜取締役や監査役へ報告がなされております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>14,448,879</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>14,099,315</b>
現金及び預金	1,922,156	買掛金	2,271,825
受取手形及び売掛金	5,319,303	短期借入金	9,113,737
商品及び製品	2,350,987	リース債	326,985
仕掛品	2,198,012	未払法人税等	113,083
原材料及び貯蔵品	2,096,611	賞与引当金	298,204
その他の他	564,926	環境対策引当金	15,520
貸倒引当金	△3,119	その他の他	1,959,958
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,234,430</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,982,320</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>11,001,516</b>	長期借入金	2,801,819
建物及び構築物	3,466,278	リース債	1,729,319
機械装置及び運搬具	1,186,569	繰延税金負債	155,436
土地	4,339,231	環境対策引当金	7,478
リース資産	1,830,271	退職給付に係る負債	2,038,580
建設仮勘定	52,667	その他の他	249,685
その他の他	126,498	<b>負 債 合 計</b>	<b>21,081,635</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>17,975</b>	純 資 産 の 部	
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,214,938</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,225,083</b>
投資有価証券	3,046,885	資 本 金	3,415,020
破産更生債権等	2,040,225	資 本 剰 余 金	8,971
繰延税金資産	150,464	利 益 剰 余 金	3,808,435
その他の他	215,468	自 己 株 式	△7,343
貸倒引当金	△1,238,106	その他の包括利益累計額	561,384
<b>資 産 合 計</b>	<b>29,683,309</b>	その他有価証券評価差額金	576,907
		繰延ヘッジ損益	430
		為替換算調整勘定	7,070
		退職給付に係る調整累計額	△23,023
		<b>非支配株主持分</b>	<b>815,204</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,601,673</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>29,683,309</b>

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	45,175,612
売上原価	37,896,198
売上総利益	7,279,414
販売費及び一般管理費	6,290,451
営業利益	988,962
営業外収入	73,032
受取配当金	70,570
持分法による投資利益	86,463
貸倒引当金戻入額	240,089
その他	470,157
営業外費用	149,634
支払利息	20,651
その他	170,285
経常利益	1,288,833
特別利益	12,730
投資有価証券売却益	14,662
受取庫補助金	59,225
その他	340
特別損失	237,098
投資有価証券評価損	73,887
固定資産圧縮損	30,104
その他	341,090
税金等調整前当期純利益	1,034,701
法人税、住民税及び事業税	201,528
法人税等調整額	△111,022
当期純利益	944,195
非支配株主に帰属する当期純利益	69,525
親会社株主に帰属する当期純利益	874,669

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,415,020	8,971	3,067,315	△7,226	6,484,080
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△133,549		△133,549
親会社株主に帰属する当期純利益			874,669		874,669
自己株式の取得				△117	△117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	741,120	△117	741,003
当 期 末 残 高	3,415,020	8,971	3,808,435	△7,343	7,225,083

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,362,493	△231	11,751	△40,253	1,333,760	837,903	8,655,744
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△133,549
親会社株主に帰属する当期純利益							874,669
自己株式の取得							△117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△785,586	662	△4,680	17,229	△772,375	△22,699	△795,074
当期変動額合計	△785,586	662	△4,680	17,229	△772,375	△22,699	△54,071
当 期 末 残 高	576,907	430	7,070	△23,023	561,384	815,204	8,601,673

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

キリシマドリームファーム(株)、林兼フーズ(株)、都城ウエルネスミート(株)、(有)平安海産、  
(有)桜林養鰻、林兼コンピューター(株)、林兼冷蔵(株)

##### (2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

OMAKANE SDN.BHD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用非連結子会社の状況

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

持分法を適用した非連結子会社の名称

OMAKANE SDN.BHD.

##### (2) 持分法適用関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 3社

持分法を適用した関連会社の名称

(株)みなと、志布志飼料(株)、(株)ベツケイ

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- |                      |                                                                     |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。   |
| 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  |
| リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
- (3) 重要な引当金の計上基準
- |         |                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金   | 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金   | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。                                     |
| 環境対策引当金 | P C B（ポリ塩化ビフェニル）の廃棄処理に備えるため、当連結会計年度末における処理費用見込額を計上しております。                                  |
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- |                             |                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法              | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。                                                                                               |
| 数理計算上の差異及び<br>過去勤務費用の費用処理方法 | 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。<br>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。 |

(5) 重要なヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ方針

ヘッジ有効性評価の方法

(6) のれんの償却方法及び償却期間

(7) 消費税等の会計処理

(8) 連結納税制度の適用

(9) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

為替予約…外貨建売上債権、外貨建仕入債務、  
外貨建予定取引

金利スワップ…長期借入金

当社は輸出及び輸入取引における為替リスク、並びに金融取引における市場金利に関するリスクをヘッジする目的で行っております。

なお、デリバティブ取引については、実際の輸出及び輸入取引、並びに金融取引の金額を上限とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって毎期均等額償却しております。ただし、当該金額が重要性に乏しい場合は、発生年度の費用として処理しております。

税抜方式によっております。

連結納税制度を適用しております。

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

#### 4. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「未払金」(当連結会計年度1,346,719千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「設備賃貸料」(当連結会計年度42,288千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「持分法による投資利益」(前連結会計年度11,194千円)については、重要性が増したため、当連結会計年度より「持分法による投資利益」として表示しております。

#### II. 連結貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	工場財団 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)
建物及び構築物	2,031,608	64,922	2,096,531
機械装置及び運搬具	463,369	—	463,369
土地	1,216,421	—	1,216,421
その他(有形固定資産)	—	17	17
投資有価証券	—	677,400	677,400
計	3,711,399	742,340	4,453,740

担保付債務

	工場財団 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)
短期借入金	1,047,750	194,000	1,241,750
長期借入金	2,196,751	377,450	2,574,201
計	3,244,501	571,450	3,815,951

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,169,090千円

3. 圧縮記帳により、建物及び構築物27,403千円、機械装置及び運搬具209,009千円がその取得価額から控除されております。

## 4. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	(千円)
小豆屋水産(株)	100,000
計	100,000

## Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

## 1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式 8,910,000株

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

2019年6月25日開催の第80期定時株主総会において次のとおり決議しております。

配当金の総額	133,549千円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当額	15円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月26日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月25日開催の第81期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	133,546千円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当額	15円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月26日

#### IV. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替レートの変動リスク、及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの「与信限度管理に関する規則」に従い、各事業部門における債権管理担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。これらは主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

デリバティブ取引の契約は、当社グループ各社で行い、当社に報告されることとしております。またデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

###### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2）参照

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,922,156	1,922,156	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,319,303	5,319,303	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	2,550,073	2,550,073	—
(4) 破産更生債権等	2,040,225		
貸倒引当金（*1）	△1,238,106		
	802,118	802,118	—
資産計	10,593,652	10,593,652	—
(1) 買掛金	2,271,825	2,271,825	—
(2) 短期借入金	7,915,261	7,915,261	—
(3) 長期借入金（*2）	4,000,295	4,006,226	5,931
負債計	14,187,383	14,193,314	5,931
デリバティブ取引	619	619	—

（\*1）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（\*2）長期借入金には、1年内返済予定長期借入金を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これらに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	2,020,051	1,077,121	942,930
その他	79,980	28,178	51,802
小計	2,100,032	1,105,299	994,732
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	450,040	545,103	△95,063
その他	—	—	—
小計	450,040	545,103	△95,063
合計	2,550,073	1,650,403	899,669

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は30,877千円であり、売却益の合計額は12,730千円です。また、当連結会計年度において、その他有価証券について237,098千円減損処理を行っております。

### (4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日の貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負 債

### (1) 買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当事項なし
- ② ヘッジ会計が適用されているもの  
ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。
- 通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	96,345	—	619	取引先金融機関から提示された価格等

## 金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金 (* 1)	34,500	—	(* 2)	

(\* 1) 想定元本を契約額等として表示しております。

(\* 2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(負債 (3) 長期借入金参照)

(注 2) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額496,812千円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	1,922,156
受取手形及び売掛金	5,319,303
合計	7,241,460

なお、破産更生債権等は、上記に含めておりません。

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,198,476	1,046,180	606,400	396,663	203,898	548,678

V. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、大阪府及びその他の地域において賃貸不動産（土地を含む）を、また、山口県において遊休不動産（土地を含む）を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は92,423千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却に伴う損失は8,540千円（特別損失に計上）です。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりです。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
期首残高	当期増減額	当期末残高	
2,410,600	△108,626	2,301,974	3,181,599

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 当連結会計年度中の主な減少は、2020年8月に売却を予定している賃貸不動産（大阪府）の一部建物解体（43,136千円）、遊休不動産（熊本県）の売却（27,995千円）です。
3. 期末の時価は、主として不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づき自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

Ⅵ.	1 株当たり情報に関する注記	
	1 株当たり純資産額	874円61銭
	1 株当たり当期純利益	98円25銭
Ⅶ.	重要な後発事象に関する注記	
	該当事項はありません。	

# 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,384,730</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,727,861</b>
現金及び預金	966,873	買掛金	2,563,934
受取手形	96,203	短期借入金	7,290,261
売掛金	5,499,467	1年内返済予定の長期借入金	817,990
商品及び製品	2,156,168	リース債	248,913
仕掛品	1,085,837	未払金	1,077,241
材料及び貯蔵品	2,025,437	未払費用	160,223
前払費用	92,384	未払法人税等	89,727
その他金	15,521	前受り金	434
貸倒引当金	447,917	賞与引当金	39,279
	△1,080	環境対策引当金	213,679
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,831,775</b>	環境対策の引当金	15,520
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>7,611,893</b>	その他	210,656
建物	2,215,455	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,859,388</b>
構築物	103,308	長期借入金	1,366,855
機械及び装置	805,720	リース債	1,486,122
車両運搬具	2,430	環境対策引当金	7,478
工具、器具及び備品	29,566	退職給付引当金	1,766,847
土地	2,885,762	その他	232,085
建設仮勘定	1,543,359	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,587,250</b>
	26,290	純 資 産 の 部	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>11,407</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,117,448</b>
商標	2,893	資本	3,415,020
ソフトウェア	4,142	資本剰余金	5,989
電話加入権	4,372	その他資本剰余金	5,989
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,208,474</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,703,481</b>
投資有価証券	2,417,622	利益準備金	31,161
関係会社株	811,900	その他利益剰余金	2,672,320
出資	32,335	繰越利益剰余金	2,672,320
破産更生債権等	2,040,225	<b>自 己 株 式</b>	<b>△7,043</b>
繰延税金資産	45,616	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>511,808</b>
長期前払費用	8,987	その他有価証券評価差額金	511,377
その他の引当金	89,894	繰延ヘッジ損益	430
貸倒引当金	△1,238,106	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,629,256</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,216,506</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>24,216,506</b>

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		45,135,912
売 上 原 価		39,290,494
売 上 総 利 益		5,845,418
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,144,018
営 業 利 益		701,399
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	81,876	
設 備 賃 貸 料	42,288	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	96,020	
そ の 他	139,758	359,943
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	128,253	
そ の 他	15,305	143,559
経 常 利 益		917,783
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12,730	
そ の 他	316	13,047
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	264,663	
そ の 他	27,799	292,462
税 引 前 当 期 純 利 益		638,368
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	133,999	
法 人 税 等 調 整 額	△153,274	△19,275
当 期 純 利 益		657,644

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	3,415,020	5,989	5,989	17,806	2,161,580	2,179,386
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				13,354	△146,904	△133,549
当 期 純 利 益					657,644	657,644
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	13,354	510,740	524,094
当 期 末 残 高	3,415,020	5,989	5,989	31,161	2,672,320	2,703,481

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△6,926	5,593,470	1,205,562	△231	1,205,330	6,798,801
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△133,549				△133,549
当 期 純 利 益		657,644				657,644
自己株式の取得	△117	△117				△117
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△694,184	662	△693,522	△693,522
当 期 変 動 額 合 計	△117	523,977	△694,184	662	△693,522	△169,544
当 期 末 残 高	△7,043	6,117,448	511,377	430	511,808	6,629,256

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- |                      |                                                                                            |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  |                                                                                            |
| 子会社株式及び関連会社株式        | 移動平均法による原価法                                                                                |
| その他有価証券              |                                                                                            |
| 時価のあるもの              | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）                                      |
| 時価のないもの              | 移動平均法による原価法                                                                                |
| (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 |                                                                                            |
| 商品、製品、原材料、仕掛品        | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）                                                             |
| (3) 固定資産の減価償却の方法     |                                                                                            |
| 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。                          |
| 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。                         |
| リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                        |
| (4) 引当金の計上基準         |                                                                                            |
| 貸倒引当金                | 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金                | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。                                       |
| 退職給付引当金              | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。                                           |
| 退職給付見込額の<br>期間帰属方法   | 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。                              |

<p>数理計算上の差異及び 過去勤務費用の費用処理方法</p>	<p>過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p>
<p>環境対策引当金</p>	<p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>P C B（ポリ塩化ビフェニル）の廃棄処理に備えるため、当事業年度末における処理費用見込額を計上しております。</p>
<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法</p>	<p>繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。</p>
<p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p>	<p>為替予約…外貨建売上債権、外貨建仕入債務、 外貨建予定取引</p>
<p>ヘッジ方針</p>	<p>金利スワップ…長期借入金</p> <p>当社は輸出及び輸入取引における為替リスク、並びに金融取引における市場金利に関するリスクをヘッジする目的で行っております。</p>
<p>ヘッジ有効性評価の方法</p>	<p>なお、デリバティブ取引については、実際の輸出及び輸入取引、並びに金融取引の金額を上限とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。</p> <p>ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。</p>
<p>(6) 退職給付に係る会計処理</p>	<p>退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。</p>
<p>(7) 消費税等の会計処理</p>	<p>税抜方式によっております。</p>
<p>(8) 連結納税制度の適用</p>	<p>連結納税制度を適用しております。</p>

- (9) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産廃棄損」(当事業年度15,158千円)については、金額が僅少となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	工場財団 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)
建物	1,298,099	—	1,298,099
構築物	32,734	—	32,734
機械及び装置	348,736	—	348,736
土地	325,362	—	325,362
投資有価証券	—	677,400	677,400
計	2,004,932	677,400	2,682,332

担保付債務

	工場財団 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	437,910	176,600	614,510
長期借入金	864,095	360,100	1,224,195
計	1,302,005	536,700	1,838,705

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

16,136,904千円

#### (3) 圧縮記帳により、建物10,750千円、機械及び装置9,179千円がその取得価額から控除されております。

#### (4) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	(千円)
関係会社 キリシマドリームファーム(株)	1,368,670
関係会社 林兼フーズ(株)	164,750
小豆屋水産(株)	100,000
計	1,633,420

#### (5) 関係会社に対する短期金銭債権

924,965千円

関係会社に対する短期金銭債務

600,742千円

**4. 損益計算書に関する注記**

(1) 関係会社との営業取引（収入分）	4,748,865千円
(2) 関係会社との営業取引（支出分）	5,998,961千円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引（収入分）	43,468千円
(4) 関係会社との営業取引以外の取引（支出分）	7,326千円

**5. 株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,895株

**6. 税効果会計に関する注記**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産	
貸倒引当金	377,456千円
賞与引当金	75,165千円
退職給付引当金	538,181千円
関係会社株式評価損	53,859千円
ゴルフ会員権評価損	27,341千円
減価償却超過額	31,676千円
その他	33,247千円
繰延税金資産小計	1,136,928千円
評価性引当額	△867,129千円
繰延税金資産合計	269,799千円
繰延税金負債との相殺額	△224,182千円
繰延税金資産の純額	45,616千円
(2) 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	223,994千円
その他	188千円
繰延税金負債合計	224,182千円
繰延税金資産との相殺額	△224,182千円
繰延税金負債の純額	-千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	キリシマドリームファーム(株)	宮崎県都城市	100,000	畜産食品事業	(所有) 直接100.0	製品の販売及び購入	畜産用飼料の販売	1,496,445	売掛金	413,674
							債務の保証	1,368,670	—	—

### 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む。)	(株)恵比須商会(注)2	山口県下関市	10,000	製造機械等の賃借	(被所有) 直接 4.7 間接 0.0	製造機械等の賃借等  役員の兼任	製造機械等の賃借等	381,127	未払金	1,940
									リース債務(流動負債)	248,913
									リース債務(固定負債)	1,486,122
	(株)ベツケイ(注)3	大分県大分市	15,000	飼料事業	(所有) 直接 18.3	製品の販売及び購入	養魚用飼料の販売	1,010,165	売掛金	240,968
							水産物の仕入等	156,935	未払金	26,238

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

上記各社との価格等の取引条件は、市場価格等を勘案して決定しております。

2. (株)恵比須商会は、当社取締役副社長中部哲二が議決権の100%を直接所有しております。

3. (株)ベツケイは、(株)恵比須商会が議決権の81.7%を直接所有しております。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額 744円60銭

1株当たり当期純利益 73円87銭

**9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

林兼産業株式会社  
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所

東京都中央区

指定社員 公認会計士 中村 尋人 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 亀ヶ谷 顕 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、林兼産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、林兼産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

林兼産業株式会社  
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所

東京都中央区

指定社員 公認会計士 中村 尋人 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 亀ヶ谷 顕 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、林兼産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

林兼産業株式会社	監査役会	
常任監査役（常勤）	山本昌信	印
監査役	大深邦宏	印
監査役	川崎哲彦	印
監査役	桑原望	印

(注) 監査役山本昌信、大深邦宏及び桑原望は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置付け、業績に応じた適切な利益配分を行うことを基本としております。また、長期的な企業業績向上を目指し、設備投資に備えるための内部留保の充実を重視し、有効に投資したいと考えております。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき、当期の業績等を勘案して以下のとおりいたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金15円 配当総額133,546,575円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月26日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。  
つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名 (姓 名)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
1	なか 中 (1968年8月5日生)	べ 部 てつ 哲 じ 二	1994年4月 当社入社 2008年5月 当社総合企画室部長 2008年6月 当社取締役開発部担当 2010年6月 当社常務取締役経営企画室担当 2011年4月 当社常務取締役飼料事業部長兼経営 企画室担当 2014年4月 当社専務取締役経営企画室担当兼東 京支社担当兼事業改革担当 2016年6月 当社専務取締役管理本部長兼品質保 証部担当 2018年1月 当社専務取締役水産食品事業部長兼 開発部担当 2018年6月 当社専務取締役飼料事業部長 2019年6月 当社代表取締役副社長経営企画室担 当 2020年4月 当社代表取締役社長  現在に至る  (重要な兼職の状況) (株)恵比須商会取締役会長	106,857株

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名 (日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
2	おか もと のぶ たか 岡 本 伸 孝 (1955年1月10日生)	1978年4月 大洋漁業(株) (現マルハニチロ(株)) 入 社 2004年4月 マルハ(株) (現マルハニチロ(株)) 中部 支社長 2008年4月 (株)マルハニチロ食品 (現マルハニチ ロ(株)) 執行役員 2010年4月 同社取締役管理部長 2012年4月 同社常務取締役 2014年4月 マルハニチロ(株)常務取締役 2016年6月 同社取締役常務執行役員 2018年4月 当社顧問 2018年6月 当社常務取締役水産食品事業部長兼 開発部担当 2020年4月 当社常務取締役水産・機能食品事業 部長 現在に至る	2,262株
3	いわ むら しゅう じ 岩 村 修 二 (1949年9月16日生)	1976年4月 検事任官 (福岡地方検察庁) 2000年4月 東京地方検察庁特別公判部長 2002年10月 東京地方検察庁特別捜査部長 2003年12月 松山地方検察庁検事正 2005年1月 最高検察庁検事 2006年6月 東京地方検察庁次席検事 2007年10月 最高検察庁刑事部長 2008年7月 東京地方検察庁検事正 2010年6月 仙台高等検察庁検事長 2011年8月 名古屋高等検察庁検事長 2012年10月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 現在に至る 2018年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人東京フレックス法律事務所弁護士 (株)リケン社外取締役(監査等委員) キヤノン電子(株)社外監査役 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員	0株

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日)  がな 名 (日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	む た 牟 田 (1953年11月15日生)  みのる 実	1977年 4月 (株)東食(現カーギルジャパン(株))入社 1998年 9月 シダックス(株)入社 シダックスシーアンドブイ(株)(現シダックスアイ(株))サービス企画室長(出向) 2000年 4月 シダックスアイ(株)執行役員 2003年 1月 同社取締役 2006年 4月 (有)食と生活ラボ取締役社長 2018年 6月 当社取締役 (重要な兼職の状況) (有)食と生活ラボ取締役社長 現在に至る 現在に至る	1,645株
5	みつ い 三 井 (1955年7月30日生)  ひろし 宏	1978年 4月 当社入社 2009年 6月 (株)林兼デリカ(現(株)マルハニチロ九州)取締役営業部長(出向) 2010年10月 当社水産食品事業部水産食品部専門役 2011年 4月 当社水産食品事業部水産食品部営業部長 2012年 6月 当社東京支社長 2015年 4月 当社畜産食品事業部副事業部長 2015年 6月 当社取締役畜産食品事業部長兼東京支社担当 2017年 4月 当社取締役畜産食品事業部長兼東京支社担当兼大阪支社担当 現在に至る	6,613株

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名 (日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
6	たか た けい ご 高 田 啓 吾 (1963年7月1日生)		1988年4月 当社入社 2011年4月 当社経営企画室長 2017年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 2018年1月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長兼品質保証部担当 2018年4月 当社取締役管理本部長兼経営企画室担当兼品質保証部担当 2019年6月 当社取締役管理本部長兼品質保証部担当 現在に至る	3,466株
7	み しろ けん ぞう 三 代 健 造 (1965年10月2日生)		1991年4月 当社入社 2010年4月 当社飼料事業部研究開発部長 2011年2月 当社飼料事業部水産営業部長兼研究開発部長 2018年4月 当社飼料事業部副事業部長 2018年6月 当社取締役飼料事業部副事業部長 2019年6月 当社取締役飼料事業部長 現在に至る	986株
8	※ みや ざさ いち ろう 宮 崎 一 郎 (1966年7月3日生)		1989年4月 当社入社 2005年2月 当社経理部長 2007年4月 当社経営管理部長 2009年1月 当社管理本部総務部長 2009年7月 当社管理本部経理部長 2018年4月 当社経営企画室長 現在に至る	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の概要

当社は、岩村修二および牟田実の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

3. 岩村修二および牟田実の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 候補者とした理由等

① 岩村修二氏を候補者とした理由

同氏は、現在、当社の社外取締役 に在任中であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

同氏は、東京地方検察庁特別捜査部長や高等検察庁検事長などを歴任し、法曹界において豊富な経験を有しております。その専門的見地と高い見識から当社グループの経営に適切な助言と提言をいただくことが期待できることから、社外取締役候補者といいたしました。

また、同氏は、他の会社の社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

② 牟田実氏を候補者とした理由

同氏は、現在、当社の社外取締役 に在任中であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

同氏は、食品商社で培った食品業界に関する豊富な知識と、シダックスグループの取締役として経営に参画した経験を有しております。これらの知識と経験から当社グループの事業に関して適切かつ有益な助言をいただくことが期待できることから、社外取締役候補者といいたしました。

(2) 候補者が過去5年間に他の会社の社外取締役または社外監査役に就任していた場合における特記事項

岩村修二氏が(株)ファミリーマートの社外監査役に在任中、同社において下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められ、2016年8月25日付で、公正取引委員会より勧告を受けました。同氏は当該事実に関与しておらず、問題判明後は、同社に誠実かつ適切な対応を求めるとともに、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

5. ※は新任の候補者であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役大深邦宏氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生 年 月 日)  がな 名 (日 月 年 生)	略 歴、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
※ み た む ら ち ひ ろ 三 田 村 知 尋  (1953年3月11日生)	1971年4月 大洋漁業(株) (現マルハニチロ(株)) 入社 2003年4月 マルハ(株)(現マルハニチロ(株)) 経理部長 2014年4月 マルハニチロ(株) 取締役 2014年6月 (株)マルハニチロアセット 代表取締役社長 2015年4月 マルハニチロ(株) 常務取締役 2016年6月 同社取締役常務執行役員 2017年4月 同社顧問	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の概要

三田村知尋氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

3. 三田村知尋氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

候補者とした理由等

三田村知尋氏は、マルハニチロ(株)において財務・経理を始めとする管理部門の経験が豊富であり、また、同社のグループ会社で代表取締役社長の経験も有しております。その豊富な知識と経験を当社の監査体制に反映していただくことが期待できることから、社外監査役候補者といたしました。

5. ※は新任の候補者であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人大手門会計事務所は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

監査役会が清稜監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性および適切性を具備し、当社グループの活動全体を一元的に監査する体制を有しており、新たな幅広い視点で効率的かつ効果的な監査実施が期待できることなどを総合的に判断したためであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

ふり 名	がな 称	せいりょうかんさほうじん 清稜監査法人	
主たる事業所の 所 在 地	大阪府大阪市中央区本町一丁目6番16号		
沿 革	1987年5月 堺市で法人設立、同時に東京事務所を開設 2007年4月 上場会社監査事務所登録 2009年7月 本部事務所を大阪市中央区に移転		
概 要	出 資 金	22,500千円	
	人員構成	代表社員・社員	15名
		公認会計士	5名
		その他職員	5名
		合 計	25名
	監査対象の上場会社数		7社

以 上



MEMO

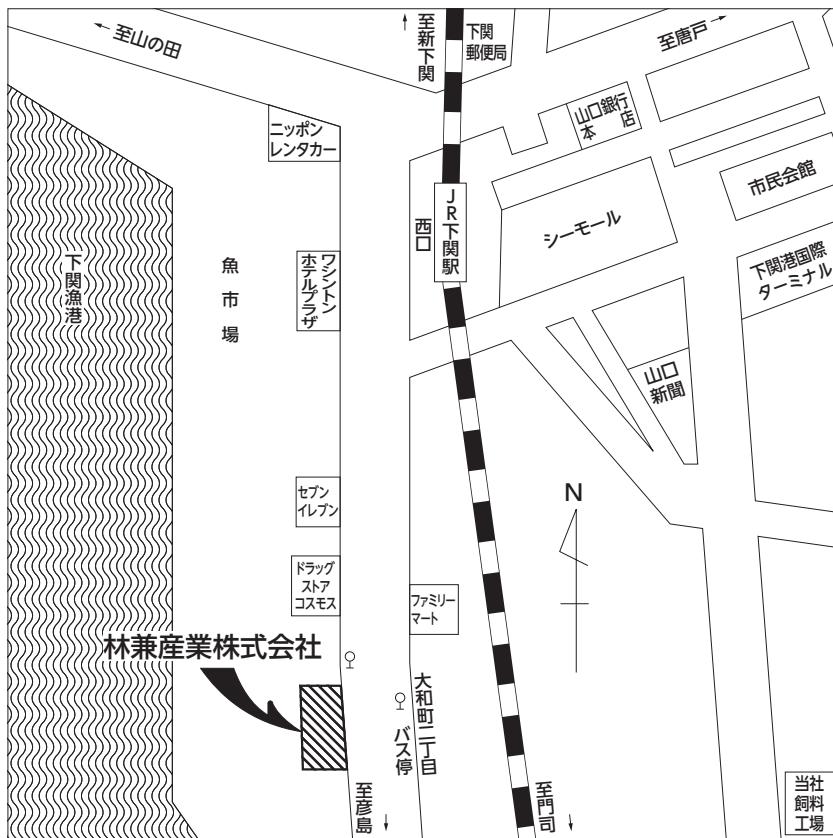




MEMO



# 株主総会会場ご案内略図



**会場** 林兼産業株式会社本店4階ホール  
山口県下関市大和町二丁目4番8号  
**最寄駅** JR下関駅 西口より徒歩15分  
サンデン交通(バス)大和町二丁目バス停下車

- ◎新型コロナウイルス感染防止の対応につきましては、2ページをご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ◎今回の定時株主総会より、株主総会に来場できない株主様との公平性を勘案し、お土産品の配布を取りやめさせていただきます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境にやさしい  
植物油インキを  
使用しています。

